

令和3年第4回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年4月21日 午前9時から
- 2 場所 会津若松市役所北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主任主査	入岡 直子	主査	入江 俊一郎		

農政課

技師	藤田 優志				
----	-------	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和3年第4回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。 本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 それでは只今より会議を開きます。 まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員2番・多田 善信委員、農業委員3番・長尾 好章 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。 始めに、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>(※農業等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 奈良橋 涉 委員 退席</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>高野地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>議案第12号1番について、農業委員14番弓田より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、4月17日午後5時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員2番) 島影 盛継 委員</p>	<p>門田地区担当委員より2番から7番について説明願います。</p> <p>議案第12号2番から7番について、推進委員2番島影より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 2番、3番の案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 また、4番から7番の案件につきましては、農家間での農地の賃借権の設定、期間10年間を許可しようとするものです。 調査月日は、4月13日午後2時より、地区担当委員3名が申請書記載内容に</p>

<p>会 長</p> <p>(推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>ついて農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>大戸地区担当委員より 8 番から 9 番について説明願います。</p> <p>議案第 1 2 号 8 番から 9 番について、推進委員 1 1 番二瓶より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、4 月 1 3 日午前 1 1 時 3 0 分より、地区担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 12 番) 鈴木 純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より 1 0 番について説明願います。</p> <p>議案第 1 2 号 1 0 番について、推進委員 1 2 番鈴木より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 0 番の案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、4 月 1 5 日午後 2 時より、地区担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 1 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 1 2 号は原案のとおり決せられました。</p> <p>奈良橋 涉 委員 着席</p> <p>次に、議案第 1 3 号農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>まず、所有権移転について地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>湊地区担当委員より 1 番から 3 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 9 番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>農業委員 9 番小檜山より議案第 1 3 号所有権移転の 1 番から 3 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 番から 2 番の案件につきましては、農地所有適格法人への所有権の移転であり、3 番の案件については認定農業者への所有権の移転です。</p>

<p>会 長</p> <p>(推進委員 8 番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 27 日午後 3 時 30 分より地区担当委員 4 名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>次に、利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より 1 番から 2 番について説明願います。</p> <p>推進委員 8 番佐藤より議案第 13 号利用権設定の 1 番から 2 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1 番の案件につきましては、農家間における利用権設定であり、2 番の案件につきましては農業を営む法人への利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 4 月 15 日午前 8 時 30 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より 3 番から 5 番について説明願います。</p> <p>農業委員 14 番弓田より議案第 13 号利用権設定の 3 番から 5 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 4 月 17 日午後 5 時 30 分より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 5 番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より 6 番から 14 番について説明願います。</p> <p>推進委員 5 番佐藤より議案第 13 号利用権設定の 6 番から 14 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 6 番の案件については高野地区も含まれておりますが、面積の多い神指地区より報告いたします。 6 番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定であり、7 番および 9 番から 14 番の案件については農家間における利用権設定です。 また、8 番の案件については農業者年金受給継続のための利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 4 月 18 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>大戸地区担当委員より 15 番について説明願います。</p> <p>推進委員 11 番二瓶より議案第 13 号利用権設定の 15 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 4 月 13 日午前 10 時 30 分より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会 長</p> <p>(農業委員 9 番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>湊地区担当委員より 16 番から 20 番について説明願います。</p> <p>農業委員 9 番小檜山より議案第 13 号利用権設定の 16 番から 20 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>16 番から 18 番の案件につきましては、農家間における利用権設定であり、19 番から 20 番の案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 16 番については 4 月 16 日午後 6 時 40 分より、17 番、18 番については 4 月 17 日午前 9 時より、地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 17 番) 奈良橋 渉 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より 21 番から 30 番について説明願います。</p> <p>農業委員 17 番奈良橋より議案第 13 号利用権設定の 21 番から 30 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>21 番の案件については、新規就農者への利用権設定であり、22 番から 30 番の案件については、認可地縁団体が所有する農地の利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 4 月 15 日午後 2 時 30 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 6 番) 星 富士雄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 31 番から 48 番について説明願います。</p> <p>農業委員 6 番星より議案第 13 号利用権設定の 31 番から 48 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>36 番から 42 番の案件については、農家間における利用権設定であり、43 番から 46 番については、農業を営む法人への利用権設定であります。</p> <p>また、47 番から 48 番の案件については、農地中間管理機構を活用した利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 4 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 14 番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より 49 番から 75 番について説明願います。</p> <p>推進委員 14 番星より議案第 13 号利用権設定の 49 番から 75 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>49 番の案件につきましては農業後継者への利用権設定であり、50 番から 52 番につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>また、53 番から 75 番の案件につきましては、農業を営む法人への利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 4 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>日橋地区担当委員より 76 番から 77 番について説明願います。</p>

(推進委員 10 番) 武田久美子 委員	<p>推進委員 10 番武田より議案第 13 号利用権設定の 76 番から 77 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>76 番の案件につきましては、農業後継者への利用権設定であり、77 番の案件につきましては農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 4 月 19 日午前 10 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>堂島地区担当委員より 78 番から 79 番について説明願います。</p>
(推進委員 17 番) 棚木 信治 委員	<p>推進委員 17 番棚木より議案第 13 号利用権設定の 78 番から 79 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>78 番の案件につきましては、農業を営む法人への利用権設定であり、79 番の案件につきましては農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 4 月 14 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>湊地区担当委員より 80 番から 81 番について説明願います。</p>
(農業委員 9 番) 小檜山祐一 委員	<p>農業委員 9 番小檜山より、議案第 13 号利用権設定の 80 番から 81 番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、原地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p>
(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員	<p>利用権設定の 44 番から 46 番について、利用権設定後の耕作面積が少ないと思うが、これで法人経営が可能なのか。</p>
会 長	<p>事務局</p>
事務局	<p>当該法人は、10 ha を超える経営面積を持つ認定農業者が立ち上げたものであり、まずは新規設定分について利用権設定の申し出を行ったものである。</p>
会 長	<p>弓田委員</p>
(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員	<p>利用権設定の 53 番から 75 番の法人については、一括で申し出がなされている。どのように指導をしているのか。</p>
会 長	<p>事務局</p>
事務局	<p>当該法人については、借入地の合意解約手続等、時間をとって準備を行い法人設立に至っており、一括の申し出となっている。</p>

<p>会 長 (農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>弓田委員 了解しました。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にございませんか。 (なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 1 3 号農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 1 3 号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第 1 4 号農用地利用配分計画(案)に関する意見について を議題といたします。 提案理由について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第 1 4 号農用地利用配分計画 (案) に関する意見についてでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項において、「市町村が農用地利用配分計画 (案) を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする」と定められておりますので、令和 3 年 4 月 5 日付け 3 農政第 5 9 号で会津若松市長より意見を求められております「農用地利用配分計画 (案) に関する意見について」をご審議いただくものであります。 詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
<p>農政部農政課</p>	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第 1 4 号農用地利用配分計画 (案) について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 4 月総会の案件は、一般地区になります。 1 2 ページをご覧ください。 当該農地については法人設立に際し、個人名義で契約していた農地について解約し、残りの期間を法人に貸付を行う農用地配分計画 (案) になります。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>このことについて、何か質問等ありませんか。 (なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りいたします。 議案第 1 4 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを 原案どおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)</p>

<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第15号現況確認証明願について を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>神指地区担当委員より1番から5番について説明願います。</p>
<p>(推進委員5番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>推進委員5番佐藤より、議案第7号現況確認証明願についての1番から5番について報告いたします。</p> <p>申請の詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番から5番の案件につきまして、現地は、いずれも20年以上前より耕作をやめ、その後、原野化し現在に至っているものであり、地目変更を行うための証明申請であります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、4月16日午前9時20分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田 武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第15号現況確認証明願についてを 原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第15号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。 報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、 報告第11号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、及び報告第12号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。 事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から11番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p>

会 長	<p>次に、報告第11号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、</p> <ol style="list-style-type: none">①隣接する土地との境界を明確にしてください。②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。 <p>との意見が付されております。</p> <p>次に、報告第12号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、</p> <ol style="list-style-type: none">①令和3年2月26日付け会津若松市指令開第2010号で許可した開発行為の内容を遵守すること。 <p>との意見が付されております。</p> <p>以上報告でございます。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>(午前9時40分 閉会を宣言する。)</p>
-----	--

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和3年4月22日

会津若松市農業委員会 会長

2番農業委員

3番農業委員